

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月13日

【四半期会計期間】 第28期第1四半期(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)

【会社名】 株式会社マックハウス

【英訳名】 MAC HOUSE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白 土 孝

【本店の所在の場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理統括本部長 杉 浦 功 四 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理統括本部長 杉 浦 功 四 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期 累計期間	第28期 第1四半期 累計期間	第27期
会計期間	自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日	自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日
売上高 (百万円)	8,912	7,880	33,727
経常利益 (百万円)	195	131	681
四半期純利益 (百万円)	105	2	133
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,617	1,617	1,617
発行済株式総数 (千株)	15,597	15,597	15,597
純資産額 (百万円)	14,636	14,065	14,391
総資産額 (百万円)	24,852	23,066	23,767
1株当たり四半期純利益 (円)	6.86	0.19	8.70
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	6.84	0.19	8.66
1株当たり配当額 (円)	-	-	40.00
自己資本比率 (%)	58.8	60.8	60.4

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間（平成29年3月1日～平成29年5月31日）における我が国の経済は、企業収益の改善傾向、雇用・所得環境の改善傾向により、緩やかな回復基調が続く一方で、海外経済の不確実性など、先行き不透明な状況で推移しました。

競争激化が進む、中・低価格帯のカジュアルウェア市場におきましては、消費者の生活防衛意識は依然として高く、衣料品の実質消費支出は減少しており、経営環境は厳しい状況で推移しております。

かかる状況におきまして、当社は、「お客様の暮らしに役立つお店」をスローガンにジーンズカジュアルショップからジーンズを中心としたファミリーカジュアルショップへの脱皮を図ってまいりました。前期に掲げた再成長を図るための基本施策である「接客文化の浸透による営業力の強化」、「新規顧客の継続的増加」、「暮らしに必要な実需商品の拡大」、「調達改革による低価格・高粗利の実現」、「独自のデザイン及びコンテンツの追求」、「店舗の大型化による1店当たり売上増加」の6つの行動指針に基づき、各施策に引き続き取り組みました。

売上高におきましては、買上げ点数の増加により客単価は増加となりましたが、前年同四半期のサプライズ企画による大幅な客数増の反動により、客数は前年を大きく下回り、当第1四半期累計期間における既存店売上高は前年同四半期比8.4%減、既存店客単価は前年同四半期比2.0%増、既存店客数は前年同四半期比10.2%減となりました。ただし、新店及び移転をした大型店舗につきましては順調に売上を伸ばしております。

出退店につきましては、3店舗を新規出店した一方、9店舗を閉鎖し、当第1四半期累計期間末の店舗数は427店舗（前年同四半期比25店舗減）となりました。このうち、新しい業態の「マックハウス スーパーストア」及び「マックハウス スーパーストアフューチャー」の店舗数は、39店舗となりました。引き続き、お客様に繰り返しご利用いただけるよう、広くて清潔感のある売場への移転を積極的に進めております。

利益面につきましては、商品調達改革が進んだことにより値入率が改善し、売上総利益率は前年同四半期比で5.4ポイント上昇しました。

経費面におきましては、概ね計画線で推移し、前年同四半期と比べてほぼ同額となりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は7,880百万円（前年同期比11.6%減）となりました。また、営業利益は109百万円（前年同四半期比35.0%減）、経常利益は131百万円（前年同四半期比32.8%減）、四半期純利益は2百万円（前年同四半期比97.2%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ700百万円減少し、23,066百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ1,051百万円減少し、16,087百万円となりました。これは主に現金及び預金が2,152百万円減少した一方で、売掛金が486百万円、商品が675百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ350百万円増加し、6,979百万円となりました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ374百万円減少し、9,001百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ660百万円減少し、6,318百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が1,679百万円減少した一方で、電子記録債務が1,036百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ285百万円増加し、2,682百万円となりました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ325百万円減少し、14,065百万円となりました。

これは主に、剰余金の配当306百万円を行ったこと等によるものであり、総資産に占める自己資本比率は60.8%となり前事業年度末に比べ0.4ポイント増となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,000,000
計	31,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年7月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,597,638	15,597,638	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	15,597,638	15,597,638	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日	-	15,597,638	-	1,617	-	5,299

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 260,600		
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,320,300	153,203	
単元未満株式	普通株式 16,738		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,597,638		
総株主の議決権		153,203	

(注) 上記「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式85株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 一丁目7番7号	260,600	-	260,600	1.67
計	-	260,600	-	260,600	1.67

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、優成監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有しておりませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当第1四半期会計期間 (平成29年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,729	3,576
売掛金	407	894
商品	10,360	11,035
前払費用	297	314
繰延税金資産	135	135
その他	208	131
流動資産合計	17,138	16,087
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	108	106
建物附属設備（純額）	1,257	1,360
構築物（純額）	22	20
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	184	213
リース資産（純額）	9	323
土地	194	194
その他	24	11
有形固定資産合計	1,800	2,229
無形固定資産		
投資その他の資産		
長期前払費用	144	146
敷金及び保証金	3,891	3,851
繰延税金資産	550	521
その他	59	48
貸倒引当金	11	4
投資その他の資産合計	4,634	4,562
固定資産合計	6,628	6,979
資産合計	23,767	23,066

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当第1四半期会計期間 (平成29年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,968	3,288
電子記録債務	-	1,036
ファクタリング債務	376	305
未払金	309	209
未払法人税等	186	75
未払費用	679	917
賞与引当金	76	133
ポイント引当金	61	61
店舗閉鎖損失引当金	37	49
資産除去債務	32	28
その他	250	214
流動負債合計	6,978	6,318
固定負債		
退職給付引当金	1,435	1,450
転貸損失引当金	131	127
長期預り保証金	187	188
資産除去債務	605	627
その他	36	289
固定負債合計	2,397	2,682
負債合計	9,375	9,001
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,617	1,617
資本剰余金	5,299	5,299
利益剰余金	7,573	7,269
自己株式	153	153
株主資本合計	14,337	14,033
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	21	0
評価・換算差額等合計	21	0
新株予約権	33	33
純資産合計	14,391	14,065
負債純資産合計	23,767	23,066

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)
売上高	8,912	7,880
売上原価	4,679	3,710
売上総利益	4,233	4,170
販売費及び一般管理費	4,064	4,060
営業利益	169	109
営業外収益		
受取利息	2	2
受取家賃	75	80
その他	18	11
営業外収益合計	96	93
営業外費用		
支払利息	0	0
不動産賃貸費用	68	69
その他	1	2
営業外費用合計	69	72
経常利益	195	131
特別損失		
固定資産除却損	5	10
減損損失	43	16
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	19
特別損失合計	49	46
税引前四半期純利益	146	85
法人税、住民税及び事業税	46	42
法人税等還付税額	80	-
法人税等調整額	75	39
法人税等合計	41	82
四半期純利益	105	2

【注記事項】

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期貸借対照表関係)

一部の債務の支払について、従来の手形による支払に代え、ファクタリング方式による支払を採用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)
減価償却費	68百万円	101百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成28年3月1日至平成28年5月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月25日 定時株主総会	普通株式	306	20.00	平成28年2月29日	平成28年5月26日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるものの
該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成29年3月1日至平成29年5月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月24日 定時株主総会	普通株式	306	20.00	平成29年2月28日	平成29年5月25日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるものの
該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成28年3月1日至平成28年5月31日)

当社は衣料品等小売業並びにその他サービス業務を営んでおりますが、その他サービス業務の重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自平成29年3月1日至平成29年5月31日)

当社は衣料品等小売業並びにその他サービス業務を営んでおりますが、その他サービス業務の重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円86銭	0円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	105	2
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	105	2
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,336	15,336
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6円84銭	0円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	46	69
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第1四半期累計期間

(自 平成29年3月1日

至 平成29年5月31日)

平成29年7月7日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役 名に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当社取締役 5名

2. 割り当てる新株予約権の数

201個

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社の普通株式100株とする。

(2) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成29年8月1日から平成59年7月31日まで

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(6) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

新株予約権者が()重大な法令に違反した場合、()当社の定款に違反した場合又は()取締役を解任された場合には行使できないものとする。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。

新株予約権者が死亡した場合、上記に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

当第1四半期累計期間
(自平成29年3月1日
至平成29年5月31日)

4. その他の募集事項等

(1) 募集する新株予約権の総数
201個

(2) 新株予約権1個と引換えに払い込む金額及びその払込みの方法

新株予約権1個と引換えに払い込む金額(以下「払込金額」という。)は、1株当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより割当日の東京証券取引所の終値をもとに算出)に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、払込金額の払込みの方法は、当社が、当該払込金額に付与される新株予約権の個数を乗じた額に相当する額の金銭報酬を新株予約権者となる当社の取締役に対して支払う債務を負担した上で、新株予約権を付与される当該取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する上記金銭報酬債権をもって相殺する方法とする。

(3) 新株予約権の割当日
平成29年7月31日

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成29年7月31日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年7月7日

株式会社マックハウス
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	前田 祐次	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見 寛	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	石上 卓哉	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マックハウスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第28期事業年度の第1四半期会計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マックハウスの平成29年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。